

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○農業振興地域の指定の一部改正..... (農地調整課) | 23 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) | 23 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) | 23 |
| ○道路の供用の開始..... (道路整備課) | 24 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) | 24 |
| ○都市計画の変更の決定..... (都市計画課) | 24 |
| ○都市計画法第34条第8号の3の区域の指定..... (都市環境課) | 24 |
| ○都市計画法第34条第8号の3の区域等の指定..... (都市環境課) | 24 |

支庁告示

| | |
|-----------------------------|----|
| ○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... | 25 |
|-----------------------------|----|

札幌医科大学告示

| | |
|---------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正..... | 26 |
|---------------------------|----|

道警察本部告示

| | |
|------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示..... | 26 |
|------------------------|----|

告示

北海道告示第843号

昭和46年北海道告示第2814号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び北海道空知支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高橋 はるみ

岩見沢地域の事項中「平成6年岩見沢市告示第48号」を「平成17年岩見沢市告示第117号」に改める。

北海道告示第844号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年

法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成17年11月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 天塩郡幌延町字幌延39の2
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第845号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年11月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
様似町(次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林

務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------|--|-----------|
| 道道 野塚婦美線 | 積丹郡積丹町大字入舸町277番地先（国崖地）から積丹郡積丹町大字入舸町668番地先（国崖地）まで | 平成17.12.1 |

北海道告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

| 路線名及び縦覧場所 | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|----------------------|--|---|--------|----------------------|-----------|-----------|
| 乙部厚沢部線 北海道函館土木現業所 | 爾志郡乙部町字姫川466番2地先から 爾志郡乙部町字旭岱207番3地先まで | | 前 | 8.50mから 24.70mまで | 586.99m | |
| | | | 前 | 11.80mから 33.60mまで | | |
| 美深中頓別線 北海道稚内土木現業所 | 枝幸郡歌登町志美宇丹2545番2地先から 枝幸郡歌登町志美宇丹2425番1地先まで | | 後 | 13.20mから 33.60mまで | 576.52m | |
| | | | 前 | 11.00mから 37.00mまで | | |
| | | | 前 | 11.00mから 31.00mまで | 2,631.83m | |
| | | | 前 | 14.00mから 34.00mまで | | |
| | | | 前 | 9.00mから 16.00mまで | 468.00m | |
| | | | 前 | 9.00mから 16.00mまで | | |

| | | | |
|--|---|----------------------|-----------|
| 枝幸郡歌登町志美宇丹2545番2地先から 枝幸郡歌登町志美宇丹2425番1地先まで | 後 | 11.00mから 37.00mまで | 2,580.87m |
| | 後 | 11.00mから 31.00mまで | 2,631.83m |
| 枝幸郡歌登町志美宇丹3853番2地先から 枝幸郡歌登町志美宇丹2425番1地先まで | 後 | 14.00mから 34.00mまで | 2,708.02m |

北海道告示第848号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

| 種別名 | 称 | 起点 | 終点 | 主な経過地 |
|------|--------------|-------|--------|--------|
| 幹線街路 | 3・4・8号 東2丁目通 | 上川町南町 | 上川町川端町 | 上川町川端町 |
| 同 | 3・4・5号 37 通 | 同 東町 | 同 旭町 | 同 旭町 |

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第849号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部都市環境課、北海道十勝支庁経済部建設指導課及び帯広市都市開発部宅地開発課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）

帯広市愛国町の一部及び川西町の一部

北海道告示第850号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域及び条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途を都市計画法施行条例（平成15年北海道条例第2号）第2条第1項及び第3条第1項ただし書の規定により指定した。

当該土地の区域を示す図面は、北海道建設部都市環境課、北海道十勝支庁経済部建設指導課及び帯広市都市開発部宅地開発課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年11月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定した土地の区域（土地の区域を示す図面のとおり）
帯広市愛国町の一部、大正町の一部及び川西町の一部
- 環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途
建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項に掲げる建築物（次に掲げるものを除く。）
（1）建築基準法別表第2（へ）項第2号に掲げるもの
（2）建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げるもの
（3）建築基準法別表第2（り）項第2号に掲げるもの

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第32号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成17年11月15日

北海道石狩支庁長 三好 昇

| 住 所 | 商号又は名称 | 氏 名 | 登 録 番 号 | 主たる営業所の所在地 |
|------------------------------------|-----------|-------|------------------|--------------------------------------|
| 札幌市南区南沢6条4丁目7-17 | ジーファイナンス | 後藤 慎治 | 北海道知事(1)石第02684号 | 札幌市中央区北6条西26丁目1番33-1008号 26K I ビル |
| 札幌市西区八軒7条東3丁目1番12号 メゾンノーブル 203号 | | 上田 広美 | 北海道知事(1)石第02726号 | 札幌市西区八軒7条東3丁目1番12号 メゾンノーブル 203号 |
| 札幌市白石区菊水1条1丁目2-1 ノースランド菊水 1102号 | 新東和ファイナンス | 佐藤謙太郎 | 北海道知事(1)石第02757号 | 札幌市中央区南5条西6丁目7-7 ハクホウビル3階 |
| 札幌市白石区北郷4条4丁目9番1号 | アイテム | 木村 真 | 北海道知事(1)石第02763号 | 札幌市白石区菊水1条2丁目1-3 山商ビル1階 |

| | | | | |
|---|--------------|----------------|------------------|--------------------------------------|
| 札幌市西区宮の沢1条3丁目10番11号 | カインド | 上山健一郎 | 北海道知事(1)石第02767号 | 札幌市西区宮の沢1条3丁目10番11号 |
| 札幌市北区拓北6条2丁目4番15号 拓北グリーンハイツ7号 | レアル | 工藤 裕司 | 北海道知事(1)石第02776号 | 札幌市中央区南3条西4丁目 石原ビル7階 |
| 札幌市豊平区美園1条8丁目1-15 第6グリーンシャトー 203 | | 中村 拓二 | 北海道知事(1)石第02779号 | 札幌市中央区南6条西20丁目1-8 |
| 札幌市清田区北野6条1丁目1-3 | 北海総合信用 | 武石 克宏 | 北海道知事(1)石第02789号 | 札幌市中央区南2条西5丁目 ロジェ札幌25-1007号室 |
| 札幌市白石区南郷通13丁目南5番16-603号 | ビクトリアファイナンス | 安宅 光昭 | 北海道知事(1)石第02795号 | 札幌市白石区南郷通13丁目南5番16-603号 |
| 札幌市中央区南10条西6丁目4番1号 クイーンズフォレスト中島公園 302号 | シフト | 朴 敏浩 (新井敏浩) | 北海道知事(1)石第02800号 | 札幌市中央区南1条西1丁目16番4号 シルキーハイツ 503号 |
| 札幌市中央区宮ノ森4条12丁目2番30号 | ローンのこがねむし | 石神 志朗 | 北海道知事(1)石第02807号 | 札幌市中央区南7条西24丁目5-12 井上ビル3階 |
| 恵庭市住吉町660 メゾンドハイムF | ラスカル | 川崎 秀美 | 北海道知事(1)石第02808号 | 札幌市中央区大通西6丁目6-9 クリーンハイツ 805号 |
| 札幌市中央区南11条西1丁目2-15-701号 | キャッシングプラザアート | 塚本 稔 | 北海道知事(1)石第02847号 | 札幌市中央区南3条西4丁目2番地 石原ビル6階 |
| 札幌市中央区南1条西12丁目 AMSビル 1205号 | プレミア | 赤間 亮 | 北海道知事(1)石第02850号 | 札幌市中央区南1条西1丁目16-4-38 シルキーハイツ 803号 |
| 札幌市中央区南8条西16丁目1番20 ステイツ南8 | 岡三信販 | 斐 直樹 (岡 直樹) | 北海道知事(1)石第02859号 | 札幌市中央区南4条西1丁目15番2 栗林ビル 801号 |
| 札幌市東区本町1条6丁目3-1 メゾンハインズII 101 | アーリーファイナンス | 佐々木 要 | 北海道知事(1)石第02869号 | 札幌市中央区南3条西1丁目 北日本ビル2階 |
| 千歳市高台2丁目8番6号-204号 | 北洋商事 | 竹林 章雄 | 北海道知事(1)石第02879号 | 千歳市幸町1丁目11番地 ドミトリイ雄飛1階 |

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第79号

平成17年札幌医科大学告示第24号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改める。

平成17年11月15日

札幌医科大学長 今井浩三

1の(1)のイの(オ)中「662,000ℓ」を「336,000ℓ」に改め、1の(1)のイの(カ)中「483,000ℓ」を「56,000ℓ」に改める。

道警察本部告示

北海道警察本部告示第169号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年11月15日

北海道警察本部長 樋口建史

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

特定役務の名称(除雪作業1時間当たりの単価)及び数量(予定数量)

| | |
|--|---------|
| 除雪グレーダによる作業 | 271時間 |
| トラクタショベル(容量1.5m ³ ~1.7m ³)による作業 | 419時間 |
| トラクタショベル(容量1.8m ³ 以上)による作業 | 801時間 |
| ロータリ除雪車による作業 | 292時間 |
| ダンプトラックによる作業 | 326時間 |
| 道路作業車による作業 | 238時間 |
| 普通作業員による作業 | 2,545時間 |

2 落札を決定した日

平成17年10月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社水谷組

(2) 住所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号

4 落札金額

(1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託

17,325,000円

(2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託(除雪作業1時間当たりの単価)

| | |
|---|---------|
| 除雪グレーダによる作業 | 3,600円 |
| トラクタショベル(容量1.5m ³ ~1.7m ³)による作業(常備しない期間) | 12,000円 |
| トラクタショベル(容量1.5m ³ ~1.7m ³)による作業(常備する期間) | 3,580円 |
| トラクタショベル(容量1.8m ³ 以上)による作業 | 1,350円 |
| ロータリ除雪車による作業 | 5,000円 |
| ダンプトラックによる作業 | 3,200円 |
| 道路作業車による作業 | 2,950円 |
| 普通作業員による作業 | 1,850円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年9月16日付け北海道警察本部告示第142号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目